

改正・医療広告ガイドラインの要点

今回の改正で、ホームページも「広告」扱いになった

※ただし一定の条件を満たすことで、規制が緩くなる（限定解除）

■ ホームページへの記載禁止（ダメ、ゼツタイ！）

・ 他院よりも優れていることを想起させる表現（事実であっても記載不可）

【禁止となる例】

当院はインプラント治療では、日本有数の実績を有する医院です。

当院は、県内一の医師数を誇ります。

本グループは日本全国に展開し、最高の医療を広く国民に提供しております。

- ・ 「痛くない治療」「1日で治る」「絶対安全」等、虚偽記載となる恐れがある表現
- ・ 「プチ〇〇」のように、身体への侵襲が少ない、費用が安いと誤認させる恐れがある表現
- ・ 患者の主観に基づいた体験談、口コミ
- ・ 学会会員（会員というだけでは掲載不可）
- ・ 〇〇センターという名称（〇〇歯科 〇〇インプラントセンター併設といった形も不可）
- ・ 有名人、著名人が通っているという情報全般
- ・ 費用を強調した表現（モニター価格 30%OFF！等）

■ 一定の条件を満たすことでホームページの広告規制が緩くなる（限定解除）

【限定解除の条件】

- 1 問い合わせ先の明記（電話番号、メールフォーム等）
- 2 自由診療の内容、費用の明記
- 3 自由診療のリスク、副作用の明記

※文字を小さくしたり、色を薄くしたりせずに、わかりやすく明記することが必要です。

【未承認医薬品、医療機器の場合】

- 1 未承認医薬品等であることの明示
- 2 入手経路等の明示
- 3 国内の承認医薬品等の有無の明示
- 4 諸外国における安全性等に係る情報の明示

※個人輸入の場合は下記ページへのリンクも必要です。

<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/individualimport/healthhazard/>

【限定解除により記載可能となる項目】

- ・未承認医薬品、医療機器（前述）
- ・治療効果についての記載（客観的に実証できる根拠の併記が条件）
- ・学会の研修施設である旨
- ・研修、セミナー等の受講歴
- ・学会の指導医、専門医、認定医等（会員は記載不可）
- ・学会、歯科医師会の役員等
（当該法人、学会等のウェブサイトで活動内容、名簿が公開されていることが条件）
- ・インプラント等の自費治療全般
（料金、副作用、リスク、保険が適用されない旨の併記が条件）
- ・手術件数（客観的に実証できる根拠の併記が条件）
- ・「審美治療」という表現
- ・ビフォーアフター写真（具体的な治療内容、費用、副作用、リスクの併記が条件）

「医療法における病院等の広告規制について」

とネット検索すれば今回の改正について詳しく書かれた厚労省のページが出てきますので、詳細はそちらでご確認ください。